

農業委員会だより



◆農地転用には

許可申請が必要です

田や畑などの農地は、農業者にとって生活の基盤であり、また、私たちの食糧を供給する重要な土地でもあります。

そのため、農地を農業以外の目的に転用するときは、その必要性や規模の適当性、周辺農地への被害防止策を審査した後に許可すること、不必要な転用を防いでいきます。

住宅建築や墓地の移転などで農地を転用する場合、農地法に基づく県の許可を受ける必要があります。違反した場合は、県の原状回復命令のほか、罰金などの罰則が課せられます。

また、基盤整備地など町が将来も農地として保護する必要性が高いとして指定した「農用地区域」に属する田畑では、原則転用が認められません。転用を計画している方は、必ず着手する前に地元の農業委員か農業委員会事務局までご相談ください。

区分	法令	申請内容	備考
売買 賃貸借	農地法 第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 下限面積30アール以上、 農作業従事日数150日など
転用	農地法 第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場などに転用)	(県知事許可)
	農地法 第5条	農地の転用を目的とした賃借・売買を行う場合 (事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畑に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出した上で、形状変更を行うようにお願いします。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、 <u>一定の条件を満たしている場合</u> 、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

＜申請から許可までの流れ＞

- 毎月20日に締め切り、翌月の7日ごろに開催する農業委員会で審議します。
- 売買・賃貸借、農地形状変更、非農地証明は、当日の農業委員会で可否の判断をします。
- 転用の申請は、農業委員会で可決した場合、意見を付して10日までに県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、月末に開催される「高知県農業会議」の意見を聞いたうえで、転用の可否を判断します。

◆農業委員の業務

農業委員は、選挙で選出される「選挙委員」(定数15人、任期3年)と、町長が選任する「選任委員」(丁A・農業共済組合・土地改良区から各1人・議会から3人の計6人)の全21人で構成されています。

毎月開催する農業委員会では、担当地区の相談・申請について説明し、議案審議をします。

また日頃は、担当地区の農地パトロールを行い、違反転用や不法投棄などの調査や耕作放棄地の解消に努めるなど、所有者への耕作指導や利用権設定の推進をします。その他、「全国農業新聞」の普及活動や、「農業者年金」の加入推進を行います。

【今後の農業委員会予定日】

- 5月7日(木) 11月6日(金)
- 6月8日(月) 11月27日(金)
- 7月8日(水) 12月9日(水)
- 8月6日(木) 1月7日(木)
- 9月8日(火) 2月8日(月)
- 10月7日(水) 3月8日(火)

- 時間 午後2時～
- 場所 保健福祉センター2階
健康研修室(12月のみ佐賀支所3階大会議室)

農地に農業用倉庫などを建築する場合は届出が必要です

所有する農地を自らが農業用に使用するため、農業用倉庫・農機具置場・畜舎・作業場など、農業経営に必要な施設に転用する場合、その農地面積が2アール(200平方メートル)未満なら許可は不要ですが、農業委員会へ届出書の提出が必要です。

敷地面積2アール未満とは、建築する農業用施設の建築面積ではなく、建物を建築するために必要な農地の面積です。

なお、2アール以上の農業用施設や自分の農地以外に建築する場合は、農地転用の許可が必要となります。また、農業用施設以外のものを利用した場合、無断転用となり罰則がありますのでご注意ください。

農地によっては、農地法以外の各法令が関連する場合があります。建築を予定している方は、農業委員会事務局までご相談ください。

お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 43-1888 (課直通)

黒潮町農業委員名簿

(任期:平成28年3月19日まで)

上段より、氏名・電話番号・担当地区

◎=会長 ○=会長職務代理者

(選): 選挙委員 (農): 農業協同組合推薦
(議): 議会推薦 (改): 土地改良区推薦
(共): 農業共済組合推薦



やの ともこ
矢野 智子(議)
☎55-7039
市野瀬・佐賀橋川
・拳ノ川



おおいし まさゆき
大石 正幸(選)
☎55-7447
川奥・荷稻・鈴
・中ノ川



やました すみこ
山下 寿美子(選)
☎55-2493
不破原・市野々川
・小黒ノ川



ふじもと かずお
藤本 和男(選)
☎55-2455
伊与喜・藤縄
・熊井



ひろせ まさひこ
○弘瀬 正彦(選)
☎55-2650
佐賀(横浜を除く)



はまぐち ひろし
濱口 博一(選)
☎55-2663
佐賀(横浜)・白浜
・灘・熊野浦



ひらの ゆきとし
平野 幸敏(選)
☎44-1917
伊田・有井川



くにとも まさのぶ
国友 正睦(選)
☎44-1925
上川口



かねこ たかこ
金子 孝子(議)
☎44-1580
蛸川



いげい せいいち
伊芸 精一(選)
☎43-2544
浮津・鞭



まつだ はるき
松田 晴記(改)
☎43-1740
口湊川・奥湊川



いけうち ひろみち
◎池内 弘道(議)
☎43-0197
大屋式・本谷
・大井川



みやがわ けんさく
宮川 建作(選)
☎43-3657
加持本村・小川
・田村



なかざわ まさゆき
中澤 正行(選)
☎43-3878
早咲



まつなみ つくる
松並 作(選)
☎43-3606
浜の宮・町・万行



しのだ ひろし
篠田 博(選)
☎43-2200
錦野・入野本村
・芝



ふくだめ やすお
福留 保男(選)
☎43-1572
馬荷



まつもと まさこ
松本 昌子(農)
☎43-2797
御坊畑・大方橋川



おさき すみお
尾崎 澄夫(共)
☎43-4377
上田の口・緑野
・下田の口



よしお こいち
吉尾 好市(選)
☎43-1271
田野浦



ふくい しゅういち
福井 正一(選)
☎43-3796
出口